

提出意見とそれに対する栃木県の考え方

「生物多様性とちぎ戦略（仮称）」素案に対する意見募集を行った結果、12の団体・個人の方から計68件の御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。
なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

	項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
1	全体	業として自然を利用している農林水産業者からの意見の反映や、他の部局とのすり合わせなどを行い、実効性のある戦略としていただきたい。	有識者による「生物多様性とちぎ戦略検討委員会」を設置し、動植物の専門家や保全活動団体のほか、企業経営や農林業団体などの幅広い分野の方々に検討をお願いしました。 また、庁内連絡調整会議を設置し、取組等の検討や調整を行い、より実効性のある戦略の作成を進めてきました。
2	全体	この『戦略』が、県行政の中でどのような位置付けになっているのかを明確にするとともに、他の施策との関連性が分かるよう図式化していただきたい。 また、生物多様性の危機は深刻であり、記載された様々な行動プランを実現するための十分な財源を確保していただきたい。 この戦略が、権限が弱く、お題目だけが目立つ感のあった従来の環境施策の一つではなく、県政の基本的な姿勢・方向性をしっかりと統御し、未来へ向けて県民をリードする役割を持った画期的な戦略としていただきたい。	県行政の中の位置付けについては、第1章策定に当たって、第2節戦略の性格の中で、「本県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画」と記載しており、栃木県環境基本計画の生物多様性分野の部門計画でもあります。 財源や権限などの御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	第1章策定に当たって戦略の期間	10年は一つの単位ですが、もっと長期的な実行計画を作る必要があると考える。	長期的な計画は重要ですが、生物多様性について県民により理解していただくため、本戦略では10年後の本県のイメージなどを示しながら、10年間の行動計画及び、5年間で重点的に取り組む重点プロジェクトを掲げています。

4	<p>第2章 生物多様性を取り巻く情勢 生物多様性の重要性</p>	<p>「生物多様性」という言葉は、一般には馴染みが無いと思われ ます。生物多様性条約の定義を 踏まえつつも、自然環境をきち んとつかみ、守っていくことが、 人類の延命につながることを県 民全体が理解し共感できるよう な内容にしていきたい。</p>	<p>第2章「生物多様性を取り巻く情勢」 第1節「生物多様性の重要性」の中 で、1「生物多様性とは」の部分 で、生物の多様性に関する条約の 定義を踏まえて、生物多様性につ いて説明をしています。さらに、 2「生物多様性からの恵み」の部 分で、私たちが、生物多様性から 得ている恩恵について記載してい ます。</p>
5	<p>とちぎの生物多様性の概要及び特徴 植物</p>	<p>気候帯と植物の関係の記述は理 解できます。しかし実際は、例 えば暖温帯とされている八溝山 系南部に冷温帯の指標植物であ るブナが分布しており、他にも このような混在事例は極めて多 くあげられる。枠内で益子町高 館山の例が記述されていると おり、地図のように明確に区分 できるのか疑問に思います。む しろ逆に、珍しいとされる益子 のような事例こそが、植物にお ける栃木県の生物多様性の特徴 を示すものではないでしょう か。地図も含め、見直しをお願 いしたい。</p> <p>また、暖温帯に属するはずの 県南部の平地林や里山でも、落 葉樹林帯が広く存在し、林床に カタクリその他冷温帯由来の植 物が残っていることなども言及 すべきではないだろうか。</p>	<p>植物については、気候帯との関係から 栃木県の概要について記載してい ます。本県の概要を、県民により 分かりやすくするため、「栃木県の 水平的森林分布」として概ねの 水平的森林分布を示しています。 さらに、この分布に合致しない 高館山の植生を特徴的な事例と して記載しています。</p> <p>カタクリについては、「とちぎの生物 多様性の現状と課題」「2里地里 山の利用」の中で、雑木林の手 入れ不足に関連して、明るい林 床に生息する植物が減少してい る例示として記載しています。</p>
6	<p>とちぎの生物多様性の現状と課題 複合要因のイメージ</p>	<p>生物多様性の危機をもたらして いる3つの要因があることと、 それが複雑に影響し合っている ことは理解できますが、この図 にどのような意味があるのか不 明確です。</p> <p>3つの危機要因は、それぞれ 背景も作用も違うのですから、 単純に重ね合わせることはで きないと考えます。重要なのは、 3つ(地球温暖化を入れて4つ) の危機要因があるということ</p>	<p>本県においては、生物多様性国家 戦略2010で示されている3つの 危機と地球温暖化による影響が、 それぞれ単独で関連するものば かりでなく、複数の危機や影響 が関連するものがあります。こ のため、本戦略では「とちぎの 生物多様性の現状と課題」とし て、6つの区分に整理してい ます。「複合要因イメージ」は、 国レベルでの「生物多様性の危 機」を本県独自の「現状と課題」 に整理することを理解していただ くためのイメージとして示してい ます。</p> <p>第3節の冒頭には、「本県の現状と課</p>

		確認し、それにどう対処していくかを示すことなのではないかと考えます。	題を、6つの区分に分けて整理」を追加しました。
7	複合要因のイメージ	図中の「第2の危機」および「第3の危機」を、本文の内容を踏まえ、それぞれ「人の利用の低下により多様性が低下」、「外来種による地域固有の生態系の攪乱」に修正すべきと考えます。	御意見を踏まえ、図の一部を修正しました。
8	野生動植物の生息・生育環境	県内全域で絶滅に瀕した種の生息・生育状況を把握する調査を実施するとともに、広く県民からそのような情報が提供されるような仕組みと、関係者と調整して生息地を保全する仕組みを作ってほしいと考えます。	レッドリストの改訂作業を通じて、絶滅のおそれのある種の状況の把握に努めるとともに、その情報をもとに、自然環境保全地域の新たな指定等により生息・生育地の保全を進めます。 また、様々な主体が保全活動などの情報を共有できる情報共有ネットワークづくりを進めます。
9	里地里山の利用	通常、自然状態を切り開いて農耕地を作れば、農地（単一植生）が増えた分、多様性は下がり、むしろ手の入っていない自然状態の方が多様性は高いのではないのでしょうか。 ここで言っているホタルや春植物などは、多様性が高いという量的なことではなく、慣れ親しんだ生き物がいるという質的なことではないのでしょうか。これらの生き物がいることの大切さを示すべきだと考えます。また、量的なことであるのなら、データで示す必要があるのではないのでしょうか。	原生的な自然は大切ですが、里地里山に代表される、いわゆる二次的自然についても、人の手によって適切に管理していけば、本県の生物多様性保全に貢献できると考えます。 第2章「生物多様性を取り巻く情勢」第3節「とちぎの生物多様性の現状と課題」2「里地里山の利用」の現状の中で、例示として、管理が行き届かなくなった雑木林や人工林などの多様性の低下について触れています。 また、資料編「参考データ」4「希少種集中分布と里地里山の関係」において、希少種を指標とした里地里山の生物多様性の低下について示しました。
10	里地里山の利用	国の第三次生物多様性国家戦略の中で特徴的なのは、第2の危機と地球温暖化による影響が大きく取り上げられた点です。 素案もこれに則っています	素案にP14（成案P15）の「1野生動植物の生息・生育環境」で記載しているのは、主に国家戦略の第1の危機に相当する部分です。 第2の危機に相当するのは、主に「2里地里山の利用」と「3野生鳥獣による

		が、現状の分析（P14）は旧来の延長です。第2の危機に係わるのは農業や農村の地域です。三番目の項目に里地・里山の利用・管理がなされなくなったために二次的自然に生息していた野生動植物が減少し、また野生鳥獣害が増加した、という現状を取り上げるべきです。	被害」です。 「現状と課題」と「行動計画」に関連性を持たせた構成となっています。
11	外来種の防除	特定外来生物の説明の最後に、「特定外来生物を野外に放し、また植えたり播いたりすることが禁止されています。」を入れる。これがないと特定外来生物を指定した意味が分かりません。	御意見を踏まえ、「野外に放し、また植えたり播いたりすることの禁止」を追加しました。
12	温暖化による影響	動植物の生息・生育状況のモニタリングや情報収集をもとに、地球温暖化による動植物への影響を把握することが必要なので、課題に追加すべきではないか。	御意見を踏まえ、課題に「地球温暖化による動植物への影響を把握することの必要性」を追加しました。 第4章行動計画、1-2 絶滅のおそれのある種の保全、(4)動植物の生息・生育状況などの把握及び、第5章重要プロジェクト、5 企業・大学との連携プロジェクト、ラムサール条約湿地で実施する「いきものつながり調査」などの県民参加型調査等を通じて把握に努めます。
13	第3章 基本理念と目標 目標（目指すべき社会）	(1)多様な生物とそれらのつながりを育む社会に「水の連続性を再生し、生きものが行き来できる生態系ネットワークを育む社会を目指す」を加筆すべきと考えます。	水の連続性はもちろんのこと、河川によってつながっている森林、平野、湿地を含めた流域レベルでのつながりの保全を図る必要があることから、「広範囲に及ぶ流域レベルから水路などの小規模レベルまでの様々な規模における生態系ネットワークを保全しつつ、森林、平野、河川・湿地などそれぞれの特性に応じた生物や生態系の保全を図る」と記載しています。
14	目標（目指すべき社会）	(2)将来にわたって生物多様性からの恵みを分かち合う社会に、生物多様性からの恵みを具体的に記述すべきと考えます。 例えば、第1章 第1節 戦略	御意見を踏まえ、生物多様性からの具体的な恵みとして「清らかな水や空気、災害の軽減、食料や木材など」を追加しました。

		<p>の背景の一部を引用して、「・・・生物多様性から、清らかな水や空気、災害の軽減、食料や木材、地域色豊かな文化を育む恵みなど、将来にわたって分かち合う社会を目指します。」などと加筆整理してはどうか。</p>	
15	<p>10年後のイメージ 里地里山地域</p>	<p>4つ目の 、利用することなしに里地里山の多様性は保全できないので、「～生物多様性に配慮した農業生産が展開され、その生産物の利用が広がっています。」とすべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「生産物の利用」を追加しました。</p>
16	<p>10年後のイメージ 河川・湿地地域</p>	<p>ガン類の定期的渡来、渡良瀬遊水地の湿地再生を10年後のイメージとして追加してください。例えば、「湖沼や湿地、冬期でも水が張られた水田には、ガン類の群れが定期的に渡来するようになり、冬の風物詩となっています。また、ラムサール条約湿地に指定された渡良瀬遊水地では、多様な主体の協働によって良好な湿地環境が再生され、関東におけるコウノトリの野生復帰の期待が高まっています」と修正すべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「ガンカモ類などの定期的な飛来」及び「多様な主体の協働による湿地環境の保全」について追加しました。</p>
17	<p>第4章 行動計画 エコシステムアプローチ</p>	<p>基本理念の中に「人と自然が共生するとちぎ」とあり、エコシステムアプローチの用語解説では、「人間が生態系の構成要素であること」と書かれています。人間が生態系の構成要素だとしたら、生態系もその一部であるところの自然と共生するというのは、どういうことなのか。「人」が「人間」と共生するのでしょうか。</p>	<p>人間は生態系の構成要素であると同時に、その生態系を自由に改変することができる力を持ち合わせています。このため、人間が一方的に自然に働きかけるのではなく共生するという考え方が必要です。 エコシステムアプローチの用語解説を修正しました。</p>

18	基本的視点（広域的な視点）	<p>より明確になるように、とちぎ戦略の大枠を「栃木県水環境保全計画」と照合させ、流域圏で施策の展開方向を明らかにすることを加筆する。</p> <p>また、同じような施策は見直しの時に統合し、『(仮称)とちぎの水環境と生物多様性を守り育てる条例』の制定へと発展させる。</p>	<p>流域圏を考慮して生物多様性の保全を進めることが大切であり、「栃木県水環境保全計画」との整合も図りつつ、「水と物資の循環を流域ごとにとらえたうえで、生態系のつながりを考慮」と記載しています。</p> <p>条例の制定については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
19	重要地域の保全	<p>益子県立自然公園など、早い時期に自然公園条例で地域指定した場所については、時代の変化・価値観の変化に伴い、環境保全に関する条例での指定に変更する必要があると思います。</p>	<p>第4章行動計画、1-1地域の生態系の保全、(1)「重要地域の保全」、自然公園の適正な管理の中で、記載していますように、自然公園が生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしてきたことから、自然公園法が平成21年に改正され、自然公園の目的に「生物多様性の確保」が明示されることとなりました。</p> <p>栃木県立自然公園条例についても、同様の改正を行い、本県の生物多様性の屋台骨としての機能を果たせるよう適切な管理を図ります。</p>
20	重要地域の保全	<p>「自然環境保全地域などの指定と適正な管理」の中で、「自然環境保全に配慮した農林産物の生産には直接支払いなどの支援を行います。」を加えるべきだと考えます。</p>	<p>第4章行動計画、2里地里山の保全と活用の中で、「森林認証制度」や「GAP」規範、「有機農業推進基本計画」などの取組を記載しており、これらの取組の推進を通じて、自然環境保全に配慮した農林産物の生産を支援します。</p>
21	絶滅のおそれのある種の保全	<p>違法捕獲・違法飼養については、ほとんどが確信犯であることから、罰則の強化を行うべきと考えます。</p>	<p>違法捕獲・違法飼養については、販売業者や県民の認識が不十分であることから、引き続き普及啓発を行うとともに、関係団体と連携して巡視・指導を行います。</p>
22	里地里山の活用と保全	<p>家畜ふん尿や食品廃棄物の不適切な処理も、野生動植物のエサや生息生育環境に与える影響が大きいことから、これらの適正管理に触れる必要があると考</p>	<p>家畜のふん尿の処理については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号) 食品廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年</p>

		えます。	法律第137号)に基づき、その適正な管理について指導しています。 また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)により、リサイクルの促進等を定めています。 この法律では、国が、再利用等を促進するための資金の確保、情報の収集・整理及び活用、研究開発の推進等を進めることとなっておりますが、県としても、再利用等の理解促進に努めます。
23	里地里山の活用と保全	里地里山は、人手を入れて生物多様性を守る地域であると考えますが、素案ではほとんどがボランティアに関する記載です。里地里山を活性化するため、フードバレー構想などと連携し、里山ビジネスとしての取組が必要だと考えます。	里地里山の保全に関しては、ボランティアなどによる保全活動のほか、重点プロジェクトとして、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」による森林の整備管理や、「農地・水・環境保全向上対策」により共同活動を進めます。 さらに、雑木林の経済林としての再生活用、里地里山の体験交流型観光資源の活用などを掲げ、里地里山の自然を地域資源として生かす取組を進めます。
24	里地里山の活用と保全	生物多様性のためには、まず我々が今住んでいる身近な里山(平地林)を生物多様性の宝庫とすべきだと思います。 皆伐再生をすることで多くの動植物が戻ってきます。皆伐再生で、大人も子どもも楽しめる雑木林を作ることを提案します。	里山の保全に当たっては、地域によって目指す姿や取組が異なることから、第5章「重点プロジェクト」「里山での取組」の中で、「とちぎの元気な森づくり県民税」等を活用しながら、地域主体の森づくりを進めることで、ホタルやカタクリなど身近な動植物やふるさとの優れた自然景観の保全再生を図るとしています。
25	里地里山の活用と保全	「とちぎの元気な森づくり県民税」による様々な動植物が生息・生育する豊かな森づくりを推進する、との記載があります。 しかし、現状では大部分が景観や人の利用を重視した整備になっています。この制度を利用して、どのように生物多様性の維持・向上に貢献する森づくりを行っていくのか、具体的に言及してください。	「とちぎの元気な森づくり県民税」による里山林整備については、「将来まで守り育てる里山林整備」「通学路等の安全安心確保のための里山林整備」「獣害被害軽減のための里山林整備」の3つのメニューがあります。このうち「将来まで守り育てる里山林整備」については、「自然環境保全機能」などを向上させる事業となっています。第4章行動計画、2里地里山の活用と保全に記載している事例や、第5章重点プロジェクトに記載している取組例などを参考にしながら、様々な動植物が生息・生育する豊かな

			な森づくりを行う市町等を支援していきます。
26	里地里山の活用と保全	林業に偏りすぎた記載となっていることから「農林業の活性化と県産農林産物の利用」とし、内容を書き換えるべきと考えます。	農業分野については、(4)農業従事者や地域住民などが一体となった活動、(5)環境に配慮した農業において記載しています。
27	里地里山の活用と保全	当会が実施した県内各自治体調査(2010.6)では、有機農業推進計画のことが行政職員及び県民まで充分伝わっていませんでした。また、公害問題が深刻化した時期より減少したとはいえ、農薬や化学肥料が県内の農地でいまだに広範囲かつ多量に使用されている現状から考え、「栃木県有機農業推進計画」に、策定年度を明記し、として掲載ください。	ご指摘を踏まえ、策定年を記載しました。 GAP規範に基づく農業の推進については、有機農業も包含する幅広い取組ですので、 としました。
28	野生鳥獣の保護管理	「(3) 大学との連携による調査・研究」の表題に「試験研究機関」という言葉を入れる。理由：県や国の機関もあります。	この項目では、主に県と大学が連携協定を締結して行っている取組について記載しています。試験研究機関との連携については、第6章戦略の効果的な推進の中で記載しています。
29	外来種の防除	外来種の問題については、国外外来種だけでなく、国内外来種(国内移入種)の問題についても触れるべきだと考えます。 購入したり、他地域から持ち込んだりしたホタルやメダカを放虫・放流する事例が見受けられます。本戦略の中で問題点を明記するとともに、普及啓発の必要性について言及してください。 また、キジなどの放鳥やアユなどの放流は遺伝的多様性の視点から、外来植物による緑化は逸出・定着による在来種への影響の視点から問題があります。すぐに結論が出る問題ではありません。	ご意見を踏まえ、第4章行動計画、4 外来種の防除、(3) 栃木県版外来種リストの作成の部分に、「移入種への対応についての検討」を追加しました。 また、普及啓発については、(5) 屋外放逐の防止の項目で記載しています。 さらに、外来植物の緑化については、第4章「行動計画」第2節「行動計画」1-1「地域の生態系の保全」(3) 県の公共事業などにおける取組「公共事業における生物多様性への配慮」の中で、外来種ではなく「在来種を活用した緑化」の推進について記載しています。

		ませんが、検討の必要性について言及してください。	
30	外来種の防除	一度販売された外来種を外へ逃がすな、放すなは無理だと思えますので、「外来種販売禁止の罰則を伴う条例を策定する」と戦略に書き込んでいただきたい。	外来種対策については、その問題点が県民に十分に浸透していないことが最大の課題であり、まずは、これ以上、屋外に放逐されないよう普及啓発を行うことが重要です。 また、すでに定着している外来種については、その生息・生育状況等を把握しながら、優先順位を付けて、駆除を実施する必要があると考えます。 「屋外放逐の規制について検討」を追加しました。
31	外来種の防除 (化学物質)	外来種の被害及び、外来種の防除の項目に、「人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質の環境への排出量・移動量の集計・公表(P R T R)など、化学物質による生態系への被害を予防する」(環境省・経済産業省・農水省・栃木県ホームページ)を掲載ください。	化学物質による生態系への影響については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号)やP R T R制度が定められている「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)によって、製造・輸入事業者への指導、環境への排出量・移動量の集計・公表などが行われています。 戦略においても、「環境に配慮した農業」の項目で、化学農薬の使用削減について、「水環境の保全」の項目で、水質汚濁の監視や水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について記載しています。
32	外来種 (遺伝子組換え)	素案では、「遺伝子組換え」された植物に関する対応が記載されていません。 国内で、野生植物との交雑が確認されていることから、「行動計画の1つの柱」として起こす必要があると考えます。	遺伝子組換え植物については、国際的な枠組みである「カルタヘナ議定書」に基づき、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)が施行されています。 この法律では、国が「近縁種との交雑性」、「雑草性」、「他の生物の成育への影響」等についての評価を行い、生物多様性への影響がないことが確認されたもののみ使用できることとなっています。野生種との交雑が疑われる菜種についても、基本的には、同法に基づき国が対応すべきものと考えますが、県としても、遺伝子組換え植物に関する情報収

			集に努めます。
33	地球温暖化への対応	地球温暖化への対応が出来なければ、1から4のあらゆる努力が無に帰します。生物多様性との関連でもっと具体的に書くべきです。	地球温暖化による影響については、第2章生物多様性を取り巻く情勢、第3節とちぎの生物多様性の現状と課題の冒頭及び、4地球温暖化による影響の中で、IPCC第4次報告書や、県内の事例を示しながら、具体的に記載しています。 行動計画については、これらの「現状と課題」に基づき、地域から積極的に地球温暖化防止対策に取り組むこととしています。
34	生物多様性を支える人づくり	NPO等への活動支援の項目を設定し、「活動内容のアピールや発表の機会を提供する。また、専門家とNPOが一堂に会する活動発表の場を提供するなど、活動の充実とネットワーク化への支援を図る。」を掲載ください。NPOの活動が活発になり増えるよう支援してください。	第4章行動計画、6生物多様性を支える人づくり、(1)県民意識の醸成の中で、関係団体等と連携したシンポジウムなどのイベントの開催の推進について記載しています。 また、(4)協働による保全活動の中で、保全活動などに関する情報共有ネットワークづくりについて記載しています。
35	生物多様性を支える人づくり	各地域にある自然問題グループの把握と集積・連携が必要だと考える。	第4章行動計画、6生物多様性を支える人づくりの推進、(4)協働による保全活動の中で、保全活動などに関する情報共有ネットワークづくりについて、第5章重点プロジェクト、4生物多様性を支える人づくりプロジェクトの中で、県立博物館等を核とした県内施設のネットワーク化や情報発信について記載しています。
36	生物多様性を支える人づくり	「生物多様性を支える人づくりの推進」という表題に、「活動」を追加すべきです。	「人づくり」によって育った人たちが、これからの活動を支えるとの考えに立ち、人づくりを強調しています。
37	生物多様性を支える人づくり	住民や事業者が汗をかくだけでは達成されませんので、「多様な主体の協働による保全活動の促進」に行政的支援を追加すべきです。	鬼怒川中流域における礪河原の保全・再生の事例にもあるように、各々の主体が、その得意分野を生かしながら取組を進めるのが協働による保全活動と考えます。第6章戦略の効果的な推進、

			第2節多様な主体との連携・協働の中で、各主体間のコーディネートなどによって、連携・協働を支援していくこととしています。
38	生物多様性を支える人づくり	積極的に取り組むインセンティブが必要なので、生物多様性保全に取り組む事業者（個人経営者も含む）の認定及び事業者への固定資産税の減免などの優遇措置を実施すべきと考えます。	第4章行動計画、第1節基本的視点4の中で、「社会経済的な仕組み」について記載し、第6章戦略の効果的な推進、第1節各主体に期待される役割、1県民の中で、「生物多様性に配慮した商品の選択と購入」について記載しています。生物多様性保全を経済活動に取り込むことが必要と考えます。 固定資産税の減免等、インセンティブについては、今後の施策の参考とさせていただきます。
39	第5章 重点プロジェクト 里地里山保全再生	里地での取組み、環境にやさしい農業として「有機農業の推進」を加筆すべきと考えます。 地域資源としての再生・活用・・・生き物をシンボルとして活用する取組を広めるだけでなく、「～取組を広め、生物多様性に配慮した農産物の利用を促します」などと加筆すべきと考える。	環境にやさしい農業の取組例として示している「GAPの取組を通じた環境に配慮した農業の定着」については、有機農業も包含した取組となっています。 御意見を踏まえ、地域資源としての再生・活用、3つ目の「農産物の消費拡大の促進」を追加しました。
40	生物多様を支える人づくり	水辺ビオトープに放流するメダカについて学校などから相談された場合、黒メダカにすべきか、緋メダカでもよいのか判断できない。 魚類の放流も含めて、「ビオトープづくり」マニュアルを県で作成すべきだと考えます。	第5章重点プロジェクト、4生物多様性を支える人づくり、人材の養成と活用の中で、「生物多様性アドバイザー（仮称）」の養成について記載していますが、この制度を活用して、ビオトープの指導・助言を行うことを検討します。
41	生物多様性を支える人づくり	自然にかかる各分野を専門的に極める事ももちろん必要ですが、地域の自然を総合的に理解する為の学習法を構築する必要を強く感じます。	第5章重点プロジェクト、4生物多様性を支える人づくり、人材の養成と活用の中で、「生物多様性アドバイザー（仮称）」制度を創設し、自然体験などを通じて、分かりやすく生物多様性の理解促

		自然を理解し保全して行くために、自然を学習する為の新しい体系が必要だと考えます。	進を図ることとしています。
42	生物多様性を支える人づくり	<p>各職員が、自然環境に対してどのような見識を持っているかによって、自然を大切にすることの個々の施策に大きな違いがでてきます。職員の自然教育の義務化が重要と考えます。</p> <p>県・市・町・村で自然環境の専門家を作る必要があると考えます。ボランティアばかりでなく、職業人（自然教育レンジャーなど）として生物多様性を認識できる専門家を長期的に、具体的に育成することが重要だと考えます。</p>	<p>戦略策定後、説明会の開催を検討しています。このような説明会などを活用して県職員をはじめとした行政職員への普及啓発を図ります。</p> <p>専門家の養成については、第5章重点プロジェクト、4生物多様性を支える人づくり、人材の養成と活用の中で、「生物多様性アドバイザー（仮称）」制度の創設について記載しています。</p> <p>なお、職業人（自然教育レンジャー）については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
43	生物多様性を支える人づくり	「県立博物館や水族館の、資料・情報・指導をさらに充実させるため、正規専門職員の増強を図ります」を掲載ください。とちぎ戦略の拠点の人材確保は重要です。	県立博物館等の自然環境施設の充実が重要と考えていますので、第5章重点プロジェクト、4生物多様性を支える人づくりの中で、県立博物館等を核とした県内施設の連携強化と情報発信を記載しています。
44	生物多様性を支える人づくり	国際生物多様性の日（毎年5/22）を中心とした催しについて、「市町や環境保全団体・・・」に限らず、「教育機関、市民組織、消費者団体、企業」も含まれるべきであり、それらを加筆する。	<p>御意見を踏まえ、「市町や保全活動団体、事業者、教育機関など」を追加しました。</p> <p>なお、例示する団体については、第6章戦略の効果的な推進に記載している主体との統一を図りました。</p>

45	第6章 効果的な戦略の推進	<p>本戦略を効果的に推進するには、多様な主体や外部の機関との連携・協働とともに、県の内部での推進体制が不可欠です。「中心的な役割を担う組織」と「各部局との連絡調整の仕組み」について、具体的に言及してください。</p> <p>また、各取組について、推進を担当する部署(課)の名称を明記し、係る施策等があれば掲載してください。</p> <p>将来的には「生物多様性センター」のような新たな組織が必要と考えますが、検討の必要性について言及してください。</p>	<p>第6章 戦略の効果的な推進に第4節戦略の進行管理として、「とちぎ環境立県推進本部」などを活用しながら、行動計画や重点プロジェクトに記載された取組の進捗状況を管理します。また、有識者で構成する「栃木県環境審議会」にその結果を報告するとともに、県HPなどで広く県民に公表します。」を追加しました。</p> <p>なお、関連施策及び担当課については、進捗状況の公表時に掲載することを検討します。</p> <p>「生物多様性センター」については、今後の施策の検討とさせていただきます。</p>
46	各主体に期待される役割(県民)	<p>「消費者～商品～」項目は、消費者や商品の枠に限定することなく、「生物多様性に配慮した物品を選択する」等の表現の方が、県民一人ひとりに生活の選択肢を広く示す意味で、より適切と考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「生物多様性に配慮した商品やサービスの選択と購入」に修正しました。</p>
47	各主体に期待される役割(保全活動団体)	<p>「企業や教育機関～」の後に、「市民組織や消費者団体」も加筆すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「自治会など各種団体」を追加しました。</p>
48	各主体に期待される役割(市町)	<p>現在、多くの市町には生物多様性を専門に扱う「環境部局」がなく、「農林部局」などが兼務しています。したがって、まずは生物多様性を専門に扱う部局の設置が必要と考えます。市町へ期待される役割の項目に、この点を追加してください。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

49	多様な主体との連携・協働	<p>「保全活動団体との協働」として、異分野・異地域の保全活動団体のネットワークの構築をあげていますが、(1)市町や企業とのマッチング、(2)基金を活用した活動助成、(3)県との定期的な意見交換について、追加してください。</p>	<p>市町や企業とのマッチングについては、第2節の冒頭の部分に「取組を発展させるための主体間のコーディネート」として記載しています。</p> <p>保全活動団体への支援については、前述のマッチングや、第4章行動計画、6生物多様性を支える人づくりの中で、保全活動などに関する情報共有ネットワークづくりについて記載しています。</p> <p>御意見を踏まえ、保全活動団体との協働の項目に、「情報交換」について追加しました。</p>
50	指標	<p>生物多様性に関する現状(ベースライン)を示したうえで、それに対する目標を示し、それをいつまでにどのようなやり方で達成するかということを示すべきだと考えます。</p>	<p>第5章「重点プロジェクト」の中に、平成27年度までに達成する指標を掲げて取組を進めます。</p>
51	国有林野の管理	<p>かつて高館山のブナ等の保全に関して、国有林野の売却が自然環境の保全に大きく影響することとなり、関係機関で長い時間を掛けて話し合わねばならない事がありました。</p> <p>「国有林野」の管理と言う課題は、栃木県の自然を考える際にさけて通れない重要な問題です。国、林野行政の抱える問題が現実にのしかかっている現状認識が、素案の中で読みとれません。</p>	<p>生物多様性国家戦略2010(平成22年環境省)に、「国有林では、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(平成20年林野庁)を改訂され、生物多様性の保全を管理経営の基本方針において明確に位置付けられました。」と記載されています。</p> <p>また、本戦略においても、生態系ネットワークの維持・形成の項目で、林野庁の取組として「緑の回廊」を記載しています。</p> <p>国有林野の管理については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>